



酒井優司法書士事務所
司法書士 酒井 優



銀座K.T.C税理士法人
相続・事業承継グループ 代表社員
税理士 市瀬 洋平

相続税の事前対策 相続カルテシステム

相続は多額の税金を納める資産家だけの話ではなく、すべての方に起こるものです。多くの方にとって経験もなく、予想もしない問題が巻き起こるなど、身内でもめごとにもなりかねません。そのような事案に關して、私たちは税金に關わるリスクを未然に防ぐ

攻めの税務に徹したいと考えています。そして、その思いを具現化したのが当法人独自の「相続カルテシステム」です。このシステムを活用すれば、ドックに入って自覚していなかった病気が突然見つかることがあるように、相続においても気づかなかつ



た事実をはっきりと可視化することができず、例えば、子どもたちに公平に思っていたことが、とんでもない不公平や不利益につながってしまうケースが実際にあります。そんなトラブルを招かぬように、私たち専門家がきちんと状況を精査し、クライア

ントそれぞれのケースに合ったカルテを作成。明確化した事案に対して「遺産分割対策」「納税対策」「節税対策」をしっかりと検討することができず、当法人の相続・事業承継グループが「相続カルテシステム」を通じてお客様の相続財産を速やかに把握し、税額シミュレーションや問題点の抽出を行い、これらの対策の立案、計画の発行まで、お客様一人ひとりのニーズに添えてきめ細やかなサポートを行います。また、人の体と同じように相続をめぐる環境は時間とともに変わっていきます。だからこそ、その変化に合わせてカルテを毎年更新す

税務ドック

クライアントごとに毎年更新される相続カルテ

ることで、常に、最適な治療法をご提案できます。同じ胃を診るのでも、レントゲンではなく最新の胃カメラを使う。カルテシステムによって、そんな最新の予防税務を強化していきます。

また、人の体と同じように相続をめぐる環境は時間とともに変わっていきます。だからこそ、その変化に合わせてカルテを毎年更新す



専門家選びが重要
相続対策の専門家と言っても、ほとんどの税理士は企業の税務を専門にしていることが多く、個人の相続対策に詳しいプロフェッショナルは少ないのが現状です。相続税額を左右する土地評価に精通していること、相続を専門に扱っている人が複数いること、税務署との折衝に慣れていること、税務調査への対応力があること、弁護士、司法書士など専門家との人脈があることも税理士選びのポイントになり、何より経験豊富な税理士に依頼する方が良いでしょう。当法人では定期的な面談を通じて、何よりも損得勘定だけではなく、人情の機微を理解し、依頼者の気持ちに寄り添って、スムーズに財産や思いを相続人に残すお手伝いをしてまいります。

「配偶者居住権」の創設

昨年7月、約40年ぶりに相続法の大きな見直しが行われたのをご存知でしょうか。長寿化の進展などにより、被相続人（亡くなった人）も相続人も高齢である場合が増えられました。特に夫の死後に残された高齢の妻の生活保障や住まいの確保が課題となっていました。そういった状況を受けて、今回の改正により新たに「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」が設けられました。配偶者短期居住権は、配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に居住していた場合に、遺産の分割がされるまでの一定期間、その建物に無償で住み続けることができる権利です。これまでも夫の死後に妻が自宅に無償で住むことを認める判例はありましたが、今回、権利として明確化されました。配偶者居住権は建物の権利を配偶者居住権と負担付き所有権に分け、夫が亡くなった時点で同居していた妻が配偶者居住権を取得すると、終身または一定期間、自宅に無償で住み続けられるものです。配偶者居住権が設定されると自宅を丸ごと相続するの比べて配偶者居住権の評価は低いため、その分妻は預貯金など不動産以外の財産をこれまでより多く相続できることになり、老後の生活資金の不安を軽減することにつながります。残された配偶者を保護する改正ではありますが、実務上はスムーズな相続のために、相続に詳しい税理士による相続の事前診断を受けることをお勧めします。

「コラム」自筆証書遺言が手軽に!

2019年1月より自筆証書遺言の方式が緩和されました。これまで自筆証書遺言は、遺言者が自ら全文を手書きしなければならなかったが、遺言書に添付する「財産目録」については、手書きによる必要がなくなりました。遺言者ご自身がパソコンで作成してもよいですし、遺言者以外の方が作成することもできます。また、土地建物の登記事項証明書を財産目録として添付することや、通帳のコピーを添付することも可能です。自筆証書遺言は遺言者にとって大変利用しやすいものになります。が、せっかく遺された遺言が後々問題とならないように、専門家に相談しながら作成することをお勧めします。

2019年1月より自筆証書遺言の方式が緩和されました。これまで自筆証書遺言は、遺言者が自ら全文を手書きしなければならなかったが、遺言書に添付する「財産目録」については、手書きによる必要がなくなりました。遺言者ご自身がパソコンで作成してもよいですし、遺言者以外の方が作成することもできます。また、土地建物の登記事項証明書を財産目録として添付することや、通帳のコピーを添付することも可能です。自筆証書遺言は遺言者にとって大変利用しやすいものになります。が、せっかく遺された遺言が後々問題とならないように、専門家に相談しながら作成することをお勧めします。

遺言は人生最後の意思表示。遺言書を作成しておくことで親族間のもめ事を回避することが出来ます。手遅れにならないようお元気なうちに遺言書を遺しておきましょう。遺言書の作成から、遺言執行・遺産分割協議書の作成・不動産の相続登記・預金の払戻しなど相続発生に伴う諸手続きまで、銀座K.T.C税理士法人と連携しながらしっかりとサポート致します。

遺言書の作成から相続発生に伴う各種手続きまでワンストップ・トータルサービス

- 遺言書の作成
- 遺言執行
- 遺産分割協議書の作成
- 不動産の相続登記

その他、預金の払戻しなど相続発生に伴う諸手続き

酒井優司法書士事務所
TEL.03-5459-1366

〒150-0041 東京都渋谷区神南1-13-15 神南ペアシティ403号 東京司法書士会 所属



銀座K.T.C税理士法人

初回相談無料

お気軽にお問い合わせください TEL.03-3541-2958 <http://ktctax.com>

〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-13 日土地銀座ビル3階 東京税理士会 京橋支部 所属